特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準

印西市高齢者福祉課

　特定事業集中減算の「紹介率最高法人」について計算した割合が８０％を超えている場合で、「正当な理由」がある場合は減算の対象外となります。その際は、印西市にその正当な理由について報告するとともに、添付資料を必要とする場合はその資料も併せて提出することになります。

　「正当な理由」の基準は、厚生労働省通知（老企第３６号第３の１０）で示された「国の例示」に基づき、印西市では次のとおりとします。

【１】　指定居宅介護支援事業所の事業実施地域において、「サービス種別ごとの事業所数」が当該判定期間の初日現在で、５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「１」と記入してください。千葉県介護サービス情報公表システムの事業所一覧の画面印刷をしたものを添付し、事業所の数を証明してください。 |

【２】　判定期間の１か月あたりの平均居宅サービス計画数が２０件以下である場合。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「２」と記入してください。添付書類はありません。件数の根拠を事業所において整理してください。 |

【３】　判定期間の１か月あたりの居宅サービス計画数のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が、１か月当たりの平均が１０件以下である場合。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「３」と記入してください。添付書類はありません。件数の根拠を事業所において整理してください。 |

【４】　その他印西市が正当な理由と認めた場合

　（１）「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業者に集中していると認められる場合」として、以下のいずれかに該当する場合。

　　　①　当該事業について「紹介率最高法人」がISOの認証（ISO09001）を取得している場合。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４(１)①」と記入してください。ISO認証を証明する文書の写しを添付してください。認証を受けており、且つ当該サービスが評価の対象となっていることがわかる表記の書類が必要です。 |

　　　②　当該事業について「紹介率最高法人」が福祉サービス第三者評価の標準項目において、項目別評価コメントにおける実施・未実施項目の数で、実施が

９０％以上（端数処理については、小数点以下第２位を四捨五入とする。）であり、且つ市の公表に同意する場合。

なお、第三者評価結果の評定確定日が特定事業所集中減算の提出期限より、前３年分までのものとする。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４(１)②」と記入してください。当該サービス事業所が評価の対象となった、福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分の写しを添付してください。 |

　　　③　介護予防通所型サービスを併せて実施している通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所で、事業所評価加算を算定している場合。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４(１)③」と記入してください。下記の書類を添付してください。１．事業所評価加算を算定していることが分かる書類（県からの通知等）の写し。２．介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し。　　　　 |

（２）居宅サービス計画作成時点で、次のアからオに記載の内容のいずれかに該当する居宅サービス計画を除いて再計算した結果、当該事業について、「紹介率最高法人」の計画数が８０％以下になる場合又は各サービス1か月あたりの平均居宅サービス計画数が１０件以下になる場合。

　ア　訪問介護サービス

　　①　通院等乗降介助サービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置付けている居宅サービス計画。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４(２)ア①」と記入してください。下記の書類を添付してください。１．通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）２．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |

　　②　夜間、早朝又は休日営業のサービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置付けている居宅サービス計画。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４(２)ア②」と記入してください。下記の書類を添付してください。１．夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）２．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |

　③　特定事業所加算を算定している事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、要介護４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）であるものを対象として、当該サービスを位置付けている居宅サービス計画。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４(２)ア③」と記入してください。下記の書類を添付してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　次ページに続く１．要介護４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）であるものを対象とした計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）２．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |

　イ　通所介護サービス

通所介護サービス事業所において、時間延長又は休日営業を行っている事業所であり、居宅介護支援事業所の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において通所介護サービスの位置付けを行った居宅サービス計画

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４－(２)－イ」と記入してください。下記の書類を添付してください。１．時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）２．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |

ウ　サービス事業種別共通

①　利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けている居宅サービス計画。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４(２)ウ①」と記入してください。下記の書類を添付してください。１．当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書（別添３）２．上記理由書を提出した利用者に係る「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」（別添４）３．上記に対する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）４．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |

②　居宅介護支援事業所が、市町村や地域包括支援センターからの紹介を受けた、支援が困難なもの（平成１２年３月３１日以前からの利用者を含む。）が対象である居宅サービス計画

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算算定表の正当な理由の番号は「４(２)ウ②」と記入してください。下記の書類を添付してください。１．支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことが分かる概要書（別添５） ２．上記に対する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）３．上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２） |